

令和 7 年 3 月大竹市議会定例会（第 1 回）議案の概要（新年度予算議案を除く）

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
1	報告第 1 号	専決処分の報告について （事故による和解及び損害賠償 の額の決定） （建設部土木課）	1 要旨 事故による和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。 2 内容 （1） 専決処分年月日 令和 6 年 12 月 27 日 （2） 事故の概要 令和 6 年 11 月 11 日午後 6 時 40 分頃、玖波字唐船浜 164 番 1 地先の市道玖波 29 号線上において、車両が通行中に右前輪タイヤが道路陥没部分に落下し、損傷したもの。 （3） 損害賠償の額 14,298 円	建設部長
2	認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて （令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 7 号）） （総務部企画財政課）	1 専決処分した事件 令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 7 号） 2 専決処分した理由 大竹市一般会計において補正を行うことについて、令和 6 年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したものを。 3 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 147,232 千円 ○予算総額 19,073,915 千円 （歳入） ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 147,232 千円 （歳出） ・生活者支援給付金支給事業 147,232 千円 4 専決処分年月日 令和 6 年 12 月 27 日	副市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
3	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について (市民生活部自治振興課)	人権擁護委員 池上 ^{いけがみ} 宏 ^{ひろし} 氏が、令和7年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、市議会の意見を求めるもの。	市長
4	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について (市民生活部自治振興課)	人権擁護委員 土坂 ^{とさか} マチ子 ^{まちこ} 氏が、令和7年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、市議会の意見を求めるもの。	市長
5	議案第10号	大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について (総務部総務課)	大竹市固定資産評価審査委員会委員 見島 ^{みしま} 芳行 ^{よしゆき} 氏が、令和7年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き選任いたしたく、市議会の同意を求めるもの。	市長
6	議案第11号	教育委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	教育委員会委員 中田 ^{なかた} 美穂 ^{みほ} 氏より、令和7年3月31日付けで辞職したい旨、申し出があったので、その後任として 山田 ^{やまだ} 洋子 ^{ようこ} 氏を任命いたしたく、市議会の同意を求めるもの。	市長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
7	議案第 12 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について (総務部総務課)	1 改正の理由 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）が公布されたことに伴い、「懲役」や「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されたため、これらの字句を規定している関係条例の一部を改正しようとするもの。 2 主な改正内容 【第 1 条関係】一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 期末手当を支給しない場合と支給を差し止める場合の基準の一部を「禁錮」から「拘禁刑」に改め、所要の字句を改正するもの。 【第 2 条関係】大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正 退職報奨金を支給しない場合の基準の一部を「禁錮」から「拘禁刑」に改め、所要の字句を改正するもの。 【第 3 条関係】大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正 消防団員になれない者の基準の一部を「禁錮」から「拘禁刑」に改めるもの。 【第 4 条関係】大竹市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正 旧条例（大竹市個人情報保護条例（平成 16 年大竹市条例第 13 号）：令和 5 年 4 月 1 日廃止）の廃止に伴う経過措置の規定中の条例で定める罰則規定の一部を「懲役」から「拘禁刑」に改めるもの。 3 施行期日等 (1) 施行期日 令和 7 年 6 月 1 日 (2) 経過措置 第 1 条から第 4 条までの改正に係る経過措置として、施行日前後の罰則の適用関係を規定するもの。	総務部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
8	議案第 13 号	情報通信技術の活用による行政 手続等に係る関係者の利便性の 向上並びに行政運営の簡素化及 び効率化を図るためのデジタル 社会形成基本法等の一部を改正 する法律の施行に伴う関係条例 の整理について (総務部企画財政課)	1 改正の理由 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）の施行に伴い、引用する条項が変更となったため、関係条例の一部を改正しようとするもの。 2 関係条例 【第 1 条関係】大竹市税条例 【第 2 条関係】大竹市都市計画税条例 【第 3 条関係】大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例 3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日	総務部長
9	議案第 14 号	高齢者、障害者等の移動等の円 滑化の促進に関する法律施行令 の一部を改正する政令の施行に 伴う関係条例の整理について (建設部土木課)	1 改正の理由 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 2 1 号）の施行に伴い、引用する条項が変更となったため、関係条例の一部を改正しようとするもの。 2 関係条例 【第 1 条関係】大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例 【第 2 条関係】大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 3 施行期日 令和 7 年 6 月 1 日	建設部長
10	議案第 15 号	大竹市議会政務活動費の交付に 関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 改正の理由 令和 6 年 1 1 月 1 5 日に大竹市特別職報酬等審議会に諮問した大竹市議会政務活動費について、令和 7 年 1 月 2 4 日に同審議会から答申があったので、同審議会の答申内容に沿って大竹市議会政務活動費を増額改定するよう本条例の一部を改正しようとするもの。 2 主な改正内容 政務活動費を月額 1 8, 0 0 0 円から月額 3 0, 0 0 0 円に引き上げる。 3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日	総務部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
1 1	議案第 16 号	大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 改正の理由 国家公務員の勤務時間、休日及び休暇を定めた人事院規則の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 主な改正内容 (1) 職員が請求した場合に時間外勤務制限の対象となる子の範囲を、3 歳未満の子から小学校就学前の子に拡大 (2) 家族の介護の必要性が生じた職員への両立支援制度の周知、意向確認や職員への仕事と介護の両立支援制度に関する早期の情報提供及び職場環境の整備（研修等の開催、相談窓口の設置等）の義務付け 3 施行期日等 (1) 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日 (2) 経過措置 施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。	総務部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
1 2	議案第 17 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について (総務部総務課)	1 改正の理由 国家公務員の給与の改定等に伴い、本市の一般職の職員の給料表の改定及び各種手当の支給額及び支給要件を変更するため、関係条例の一部を改正しようとするもの。 2 主な改正内容 【第 1 条関係】一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 (1) 扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を月額 10,000 円から 13,000 円に引き上げ、子が 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間の加算額を月額 5,500 円から 5,000 円に引き下げる。 (2) 通勤手当について、人材確保の観点から、一定の要件に該当する公共交通機関使用職員への手当の支給限度額を月額 150,000 円に引き上げる。 (3) 住居手当について、人材確保の観点から、再任用職員への支給を可能とする。 (4) 単身赴任手当について、人材確保の観点から、一定の要件に該当する新規採用職員への支給を可能とする。 (5) 管理職員特別勤務手当について、平日深夜に係る支給対象時間帯を午前 0 時から午前 5 時までであるところ、午後 10 時から午前 5 時までに拡大する。 (6) 勤勉手当について、基礎額への扶養手当の算入を廃止する。 (7) 一般職給料表について、3 級から 7 級までの初号付近の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げる。 【第 2 条関係】大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 会計年度任用職員給料表について、一般職給料表の改正に準じて改正する。 【第 3 条関係】企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 企業職員に適用される給与の種類及び基準について、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じて改正する。 3 施行期日等 (1) 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日 (2) 給料表の改正に伴う号給の切り替え	総務部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
1 3	議案第 18 号	大竹市税条例の一部を改正する 条例の一部改正について (市民生活部市民税務課)	1 改正の理由と主な内容 当該条例の改正文中の表現が、適切でないことが判明したため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 施行期日 公布の日	市民生活 部 長
1 4	議案第 19 号	大竹市家庭的保育事業等の設備 及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について (健康福祉部福祉課)	1 改正の理由 国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、 保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の要件の見直し、並びにその経過措置期間の延長、管理栄養士の要件が緩和されたため、同基準に定める基準に従い定めた本条例の一部を改正しようとするもの。 2 主な改正内容 (1) 保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の確保をしないことができる要件を明確化し、確保しないことができる期間を延長 (2) 家庭的保育事業所等で調理し、搬入する方法により食事の提供を行う際に求めている要件について、栄養士法の改正に伴い文言を改正 3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日	健康福祉 部 長
1 5	議案第 20 号	大竹市特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (健康福祉部福祉課)	1 改正の理由 国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の要件を見直すとともに、その経過措置の期間が延長されたため、同基準に定める基準に従い定めた本条例の一部を改正しようとするもの。 2 主な改正内容 保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の確保をしないことができる要件を明確化し、確保しないことができる期間を延長 3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日	健康福祉 部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
16	議案第21号	大竹市こども医療費助成条例の一部改正について (健康福祉部保健医療課)	1 改正の理由と主な内容 こども医療費の助成範囲を、こどもに係る医療費の自己負担部分の一部から自己負担部分全てに拡大するため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 施行期日等 (1) 施行期日 令和7年10月1日 (2) 経過措置 施行日前に受けた医療に関する給付に係るこの条例による改正前のこども医療費の助成については、なお従前の例による。	健康福祉部 長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																																							
17	議案第 22 号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について (健康福祉部保健医療課)	1 改正の理由 国民健康保険法施行令の一部改正により国民健康保険料について賦課限度額が引き上げられたこと等に伴い、所要の規定を改正するため本条例の一部を改正しようとするもの。 2 主な改正内容 (1) 賦課限度額の引き上げについて<table><tr><th>区分</th><th>現行</th><th></th><th>改正後</th></tr><tr><td>基礎賦課分</td><td>65 万円</td><td>1 万円引き上げ</td><td>66 万円</td></tr><tr><td>後期支援分</td><td>24 万円</td><td>2 万円引き上げ</td><td>26 万円</td></tr><tr><td>介護納付金分</td><td>17 万円</td><td>維 持</td><td>17 万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>106 万円</td><td>3 万円引き上げ</td><td>109 万円</td></tr></table> (2) 低所得者に対する保険料の軽減措置に係る判定基準について<table><tr><th rowspan="2">軽減割合</th><th colspan="3">擬制世帯主と加入者の総所得金額等の合計額（軽減基準所得）</th></tr><tr><th>現 行</th><th></th><th>改正後</th></tr><tr><td>7割</td><td>43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下</td><td>維持</td><td>43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下</td></tr><tr><td>5割</td><td>43 万円＋（29.5 万円×加入者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下</td><td>変更</td><td>43 万円＋（30.5 万円×加入者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下</td></tr><tr><td>2割</td><td>43 万円＋（54.5 万円×加入者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下</td><td>変更</td><td>43 万円＋（56 万円×加入者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下</td></tr></table> 3 施行期日等 (1) 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日 (2) 経過措置 賦課限度額及び低所得者に対する保険料の軽減措置に係る判定基準については、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。	区分	現行		改正後	基礎賦課分	65 万円	1 万円引き上げ	66 万円	後期支援分	24 万円	2 万円引き上げ	26 万円	介護納付金分	17 万円	維 持	17 万円	合計	106 万円	3 万円引き上げ	109 万円	軽減割合	擬制世帯主と加入者の総所得金額等の合計額（軽減基準所得）			現 行		改正後	7割	43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下	維持	43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下	5割	43 万円＋（29.5 万円×加入者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下	変更	43 万円＋（30.5 万円×加入者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下	2割	43 万円＋（54.5 万円×加入者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下	変更	43 万円＋（56 万円×加入者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下	健康福祉部長
区分	現行		改正後																																								
基礎賦課分	65 万円	1 万円引き上げ	66 万円																																								
後期支援分	24 万円	2 万円引き上げ	26 万円																																								
介護納付金分	17 万円	維 持	17 万円																																								
合計	106 万円	3 万円引き上げ	109 万円																																								
軽減割合	擬制世帯主と加入者の総所得金額等の合計額（軽減基準所得）																																										
	現 行		改正後																																								
7割	43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下	維持	43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下																																								
5割	43 万円＋（29.5 万円×加入者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下	変更	43 万円＋（30.5 万円×加入者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下																																								
2割	43 万円＋（54.5 万円×加入者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下	変更	43 万円＋（56 万円×加入者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）以下																																								

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
18	議案第23号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (健康福祉部地域介護課)	1 改正の理由と主な内容 国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、管理栄養士の要件が緩和されたため、同基準に定める基準に従い定めた本条例の一部を改正しようとするもの。 2 施行期日 令和7年4月1日	健康福祉部 長
19	議案第24号	大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部改正について (健康福祉部地域介護課)	1 改正の理由 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令により、地域包括支援センターの基準が改正されたことに伴い、大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例に定める基準を改正しようとするもの。 あわせて、大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の引用を改めるため、改正しようとするもの。 2 主な改正内容 (1) 地域包括支援センターの現行の職員の員数について、第1号被保険者の数に応じて、又は地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法によることを可能としたもの。 (2) 地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに地域包括支援センターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該一の地域包括支援センターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとしたもの。この場合において、質の担保の観点から、当該一の地域包括支援センターは、3職種のうち、いずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととなるもの。 3 施行期日 公布の日	健康福祉部 長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
20	議案第25号	大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正について (健康福祉部保健医療課)	1 改正の理由と主な内容 感染症の流行による患者急増に備えて、所定の診療時間を超えた対応が必要と認める場合に診療を可能とするため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 施行期日 公布の日	健康福祉部 長
21	議案第26号	大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について (消防本部消防総務課)	1 改正の理由と主な内容 消防団員の処遇改善を図ることを目的として、5年以上勤務して退職した消防団員に支払う退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加するため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 施行期日 令和7年4月1日	消 防 長
22	議案第27号	大竹市視聴覚ライブラリー条例の廃止について (教育委員会事務局生涯学習課)	1 廃止の理由 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ることを目的として設置したが、開設当初の設置目的は達成された状況にあると考えられるため条例を廃止しようとするもの。 2 施行期日 令和7年6月1日	教 育 長
23	議案第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について (総務部企画財政課)	栗谷町大栗林・小栗林地区における辺地に係る公共的施設の総合整備計画を事業費の見直しにより変更することについて、市議会の議決を求めるもの。	総 務 部 長
24	議案第29号	介護報酬返還金に係る債権の放棄について (健康福祉部地域介護課)	介護給付費不正受給に係る返還すべき給付額及びこれに係る平成20年度の改正前介護保険法第22条第3項に基づく加算金について、地方自治法第236条第1項による時効期間5年の満了により今後の徴収が見込めないことから、これらの支払請求権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するもの。	健康福祉部 長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
25	議案第30号	工事施行協定の締結について (建設部土木課)	城山陸橋補修工事について、西日本旅客鉄道株式会社の鉄道軌道内施工となるので、西日本旅客鉄道株式会社に委託する工事施行協定を締結するため、議会の議決を求めるもの。 1 工 事 名 山陽本線玖波・大竹間城山陸橋補修工事 2 工 事 場 所 大竹市小方一丁目、小方二丁目地内 城山陸橋 3 市 負 担 金 額 359,797,000円 4 相 手 方 西日本旅客鉄道株式会社 5 工事の完成期限 令和10年3月末日	建設部長
26	議案第31号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について (総務部産業振興課)	大竹市マロンの里の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 ひろしま農業協同組合 2 指定期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	総務部長
27	議案第32号	大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について (総務部産業振興課)	阿多田かき殻一時堆積場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 阿多田島漁業協同組合 2 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	総務部長
28	議案第33号	大竹市駐車場の指定管理者の指定について (建設部都市計画課)	大竹駅東口送迎用駐車場及び大竹駅西口送迎用駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 アマノマネジメントサービス株式会社 2 指定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで	建設部長
29	議案第34号	大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について (教育委員会事務局生涯学習課)	大竹市手すき和紙作業所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 おおたけ手すき和紙保存会 2 指定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで	教 育 長

	議案番号	件名	内 容					提案説明者
30	議案第 35 号	市道路線の廃止及び認定について (建設部土木課)	次のとおり市道路線の廃止及び認定するため、道路法の規定により、市議会の議決を求めるもの。					建設部長
			1 廃止する路線					
			路線番号	路線名	起点	経過地	終点	
			113	飛石黒川線	小方一丁目 1439 番 2 地先	小方一丁目 112 番地先	黒川一丁目 203 番 1 地先	
			2049	小方 10 号線	小方一丁目 1380 番地先	小方一丁目 1601 番 1 地先	小方一丁目 1343 番 6 地先	
			2052	小方 13 号線	小方一丁目 32 番 2 地先	小方一丁目 32 番 2 地先	小方一丁目 32 番 1 地先	
			2060	御園 1 号線	御園二丁目 1274 番 2 地先	御園二丁目 1247 番 1 地先	御園二丁目 1222 番 1 地先	
			5001	沖ノ窪 1 号線	栗谷町大栗林 沖ノ窪 726 番 2 地先	栗谷町大栗林 沖ノ窪 726 番 2 地先	山口県境	
			2 認定する路線					
			路線番号	路線名	起点	経過地	終点	
			2150	飛石小方線	小方一丁目 1439 番 2 地先	小方一丁目 1449 番 4 地先	小方一丁目 58 番 1 地先	
			2151	小方黒川線	小方一丁目 1344 番 1 地先	小方一丁目 110 番地先	黒川一丁目 203 番 1 地先	
			2049	小方 10 号線	小方一丁目 1344 番 1 地先	小方一丁目 1603 番 3 地先	小方一丁目 1343 番 6 地先	
			2060	御園 1 号線	御園二丁目 1274 番 7 地先	御園二丁目 1224 番 9 地先	御園二丁目 1221 番 3 地先	
			2152	御園 11 号線	御園二丁目 1274 番 2 地先	御園二丁目 1274 番 2 地先	御園二丁目 541 番 1 地先	

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																																																																																														
3 1	議案第 36 号	令和 6 年度大竹市一般会計補正 予算（第 8 号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額268,857千円 （詳細は16頁 補正予算の内訳のとおり） ○予算総額19,342,772千円 2 継続費の補正 ○追加 <table><thead><tr><th>事業名</th><th>総 額</th><th>年度</th><th>年割額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">城山陸橋橋りょう補修事業</td><td rowspan="4">千円 361,000</td><td></td><td>千円</td></tr><tr><td>R6</td><td>0</td></tr><tr><td>R7</td><td>66,000</td></tr><tr><td>R8</td><td>294,000</td></tr><tr><td></td><td></td><td>R9</td><td>1,000</td></tr></tbody></table> ○変更 <table><thead><tr><th rowspan="2">事業名</th><th colspan="3">補 正 前</th><th colspan="3">補 正 後</th></tr><tr><th>総 額</th><th>年度</th><th>年割額</th><th>総 額</th><th>年度</th><th>年割額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">晴海臨海公園整備 事業</td><td rowspan="3">千円 280,000</td><td></td><td>千円</td><td rowspan="3">千円 180,000</td><td></td><td>千円</td></tr><tr><td>R6</td><td>50,000</td><td>R6</td><td>50,000</td></tr><tr><td>R7</td><td>230,000</td><td>R7</td><td>130,000</td></tr></tbody></table> 3 繰越明許費の補正 ○追加 <table><thead><tr><th>款</th><th>項</th><th>事業名</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>3 民生費</td><td>1 社会福祉費</td><td>生活者支援給付金支給事業</td><td>113,632 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>2 道路橋りょう費</td><td>交通安全施設整備事業（改修設計）</td><td>9,300 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>2 道路橋りょう費</td><td>交通安全施設整備事業（改修工事）</td><td>2,350 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>2 道路橋りょう費</td><td>県営事業負担金（道路）</td><td>6,800 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>3 河川費</td><td>一般河川（水路）浚渫事業</td><td>40,000 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>3 河川費</td><td>県営事業負担金（砂防）</td><td>2,300 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>5 港湾費</td><td>県営事業負担金（港湾）</td><td>148,000 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>6 都市計画費</td><td>道の駅基本構想・基本計画等策定事業</td><td>6,000 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>6 都市計画費</td><td>亀居城石垣調査補修事業</td><td>7,600 千円</td></tr><tr><td>9 消防費</td><td>1 消防費</td><td>避難所の生活環境改善事業</td><td>3,938 千円</td></tr><tr><td>9 消防費</td><td>1 消防費</td><td>防災行政無線更新事業</td><td>5,003 千円</td></tr></tbody></table>	事業名	総 額	年度	年割額	城山陸橋橋りょう補修事業	千円 361,000		千円	R6	0	R7	66,000	R8	294,000			R9	1,000	事業名	補 正 前			補 正 後			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額	晴海臨海公園整備 事業	千円 280,000		千円	千円 180,000		千円	R6	50,000	R6	50,000	R7	230,000	R7	130,000	款	項	事業名	金額	3 民生費	1 社会福祉費	生活者支援給付金支給事業	113,632 千円	8 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業（改修設計）	9,300 千円	8 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業（改修工事）	2,350 千円	8 土木費	2 道路橋りょう費	県営事業負担金（道路）	6,800 千円	8 土木費	3 河川費	一般河川（水路）浚渫事業	40,000 千円	8 土木費	3 河川費	県営事業負担金（砂防）	2,300 千円	8 土木費	5 港湾費	県営事業負担金（港湾）	148,000 千円	8 土木費	6 都市計画費	道の駅基本構想・基本計画等策定事業	6,000 千円	8 土木費	6 都市計画費	亀居城石垣調査補修事業	7,600 千円	9 消防費	1 消防費	避難所の生活環境改善事業	3,938 千円	9 消防費	1 消防費	防災行政無線更新事業	5,003 千円	副市長
事業名	総 額	年度	年割額																																																																																															
城山陸橋橋りょう補修事業	千円 361,000		千円																																																																																															
		R6	0																																																																																															
		R7	66,000																																																																																															
		R8	294,000																																																																																															
		R9	1,000																																																																																															
事業名	補 正 前			補 正 後																																																																																														
	総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額																																																																																												
晴海臨海公園整備 事業	千円 280,000		千円	千円 180,000		千円																																																																																												
		R6	50,000		R6	50,000																																																																																												
		R7	230,000		R7	130,000																																																																																												
款	項	事業名	金額																																																																																															
3 民生費	1 社会福祉費	生活者支援給付金支給事業	113,632 千円																																																																																															
8 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業（改修設計）	9,300 千円																																																																																															
8 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業（改修工事）	2,350 千円																																																																																															
8 土木費	2 道路橋りょう費	県営事業負担金（道路）	6,800 千円																																																																																															
8 土木費	3 河川費	一般河川（水路）浚渫事業	40,000 千円																																																																																															
8 土木費	3 河川費	県営事業負担金（砂防）	2,300 千円																																																																																															
8 土木費	5 港湾費	県営事業負担金（港湾）	148,000 千円																																																																																															
8 土木費	6 都市計画費	道の駅基本構想・基本計画等策定事業	6,000 千円																																																																																															
8 土木費	6 都市計画費	亀居城石垣調査補修事業	7,600 千円																																																																																															
9 消防費	1 消防費	避難所の生活環境改善事業	3,938 千円																																																																																															
9 消防費	1 消防費	防災行政無線更新事業	5,003 千円																																																																																															

	議案番号	件名	内 容					提案説明者	
			○変更						
			款	項	事業名	補正前 金額	補正後 金額		
			10 教育費	4 社会教育費	玖波地域交流施設整備事業	18,000 千円	59,600 千円		
			4 債務負担行為の補正						
			○追加						
			事 項		期 間	限 度 額			
			子育て援助活動支援に要する経費		令和7年度	1,000 千円以内			
			保育所等の用務員等業務に要する経費		令和7年度	6,153 千円以内			
			病児・病後児保育事業に要する経費		令和7年度	11,627 千円以内			
			松ヶ原こども館の運営に要する経費		令和7年度	10,430 千円以内			
			ごみ計量及び受付に要する経費		令和7年度	2,439 千円以内			
			ふれあい戸別収集に要する経費		令和7年度	1,711 千円以内			
			マロンの里管理運営に要する経費		令和7年度	14,393 千円以内			
			消防救急デジタル無線の更新に要する経費		令和7年度から 令和9年度まで	広島市消防局が消防救急デジタル無線の調達支援業務に係る経費として負担した額の5.35%に相当する額以内			
			119番通報時における多言語電話通訳業務に要する経費		令和7年度から 令和10年度まで	472 千円以内			
			○変更						
			区分	事 項	期 間	限 度 額			
			補正前	コンビニ等収納サービスに要する経費	令和7年度	1,530 千円以内			
			補正後			1,800 千円以内			
			補正前	人間ドック等に要する経費	令和7年度	3,500 千円以内			
			補正後			3,595 千円以内			
			補正前	通学バス運行に要する経費	令和7年度	13,000 千円以内			
			補正後			15,000 千円以内			
			5 地方債の補正						
			○変更						
			起債の目的		限度額				
					補正前	補正後			
			臨時財政対策債		90,300 千円	40,116 千円			

議案第 36 号 補正予算の内訳

○歳出

○歳入（歳出に充当する財源）

（単位：千円）

款	説明	補正額	款	説明	補正額	備考
2 総務費	基金管理事業	191,057				
	国庫補助金等返還事務	69,779				
	地域公共交通整備事業	25,662	14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金	25,662	
3 民生費	障害者等自立支援給付事業	51,027	14 国庫支出金	自立支援給付費国庫負担金	25,500	
			15 県支出金	自立支援給付費県負担金	12,750	
	児童手当支給事業	△33,000	14 国庫支出金	児童手当国庫負担金	△3,071	
			15 県支出金	児童手当県負担金	△15,181	
	施設型給付事業	18,000	14 国庫支出金	施設型給付等国庫負担金	13,856	
			15 県支出金	施設型給付等県負担金	3,453	
4 衛生費	予防接種推進事業	3,775	14 国庫支出金	予防接種健康被害給付費国庫負担金	3,775	
	新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業	△37,000	20 諸収入	新型コロナウイルスワクチン接種費用助成金	△22,235	
8 土木費	公園維持管理事業	2,280				
	晴海臨海公園整備事業	△26,661	14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金	△25,662	
9 消防費	防災・保安体制整備事業	3,938	14 国庫支出金	新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）	1,969	
			1 市税	現年課税分	237,800	対応する歳入のない歳出に充当
			10 地方交付税	普通交付税	60,425	
			21 市債	臨時財政対策債	△50,184	
合 計		268,857	合 計			268,857

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																												
3 2	議案第 37 号	令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） （総務部企画財政課）	1 債務負担行為の補正 <table><tr><th>区分</th><th>事 項</th><th>期 間</th><th>限 度 額</th></tr><tr><td>補正前</td><td rowspan="2">コンビニ等収納サービスに要する経費</td><td rowspan="2">令和 7 年度</td><td>450 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>523 千円以内</td></tr></table>	区分	事 項	期 間	限 度 額	補正前	コンビニ等収納サービスに要する経費	令和 7 年度	450 千円以内	補正後	523 千円以内	副 市 長																		
区分	事 項	期 間	限 度 額																													
補正前	コンビニ等収納サービスに要する経費	令和 7 年度	450 千円以内																													
補正後			523 千円以内																													
3 3	議案第 38 号	令和 6 年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 4 号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 5, 4 6 4 千円 ○予算総額 2, 9 5 8, 8 7 8 千円 【補正予算の内容】 （歳入） ・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）現年度分国庫補助金 1, 6 4 6 千円 ・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）現年度分県補助金 8 2 3 千円 ・介護給付費準備基金繰入金 2, 9 9 5 千円 （歳出） ・地域包括支援センター業務委託料 5, 4 6 4 千円 2 債務負担行為の補正 ○追加 <table><tr><th>事 項</th><th>期 間</th><th>限 度 額</th></tr><tr><td>地域包括支援センター業務に要する経費</td><td>令和 7 年度</td><td>6, 000 千円以内</td></tr></table> ○変更 <table><tr><th>区分</th><th>事 項</th><th>期 間</th><th>限 度 額</th></tr><tr><td>補正前</td><td rowspan="2">コンビニ等収納サービスに要する経費</td><td rowspan="2">令和 7 年度</td><td>120 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>130 千円以内</td></tr><tr><td>補正前</td><td rowspan="2">ペイジー口座振替受付サービスに要する経費</td><td rowspan="2">令和 7 年度</td><td>30 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>60 千円以内</td></tr><tr><td>補正前</td><td rowspan="2">公用車の賃借に要する経費</td><td rowspan="2">令和 7 年度から令和 11 年度まで</td><td>743 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>1, 678 千円以内</td></tr></table>	事 項	期 間	限 度 額	地域包括支援センター業務に要する経費	令和 7 年度	6, 000 千円以内	区分	事 項	期 間	限 度 額	補正前	コンビニ等収納サービスに要する経費	令和 7 年度	120 千円以内	補正後	130 千円以内	補正前	ペイジー口座振替受付サービスに要する経費	令和 7 年度	30 千円以内	補正後	60 千円以内	補正前	公用車の賃借に要する経費	令和 7 年度から令和 11 年度まで	743 千円以内	補正後	1, 678 千円以内	副 市 長
事 項	期 間	限 度 額																														
地域包括支援センター業務に要する経費	令和 7 年度	6, 000 千円以内																														
区分	事 項	期 間	限 度 額																													
補正前	コンビニ等収納サービスに要する経費	令和 7 年度	120 千円以内																													
補正後			130 千円以内																													
補正前	ペイジー口座振替受付サービスに要する経費	令和 7 年度	30 千円以内																													
補正後			60 千円以内																													
補正前	公用車の賃借に要する経費	令和 7 年度から令和 11 年度まで	743 千円以内																													
補正後			1, 678 千円以内																													

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																										
34	議案第 39 号	令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） （総務部企画財政課）	1 債務負担行為の補正 <table><tr><th>区分</th><th>事 項</th><th>期 間</th><th>限 度 額</th></tr><tr><td>補正前</td><td rowspan="2">コンビニ等収納サービスに要する経費</td><td rowspan="2">令和 7 年度</td><td>100 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>108 千円以内</td></tr><tr><td>補正前</td><td rowspan="2">ペイジー口座振替受付サービスに要する経費</td><td rowspan="2">令和 7 年度</td><td>30 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>61 千円以内</td></tr></table>	区分	事 項	期 間	限 度 額	補正前	コンビニ等収納サービスに要する経費	令和 7 年度	100 千円以内	補正後	108 千円以内	補正前	ペイジー口座振替受付サービスに要する経費	令和 7 年度	30 千円以内	補正後	61 千円以内	副 市 長										
区分	事 項	期 間	限 度 額																											
補正前	コンビニ等収納サービスに要する経費	令和 7 年度	100 千円以内																											
補正後			108 千円以内																											
補正前	ペイジー口座振替受付サービスに要する経費	令和 7 年度	30 千円以内																											
補正後			61 千円以内																											
35	議案第 40 号	令和 6 年度大竹市下水道事業会計補正予算（第 2 号） （上下水道局業務課）	1 継続費の補正 (単位：千円) <table><tr><th>事業名</th><th>区分</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>増減</th></tr><tr><td rowspan="5">大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務</td><td>総額</td><td>537,000</td><td>537,001</td><td>1</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>73,000</td><td>73,000</td><td>0</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>333,000</td><td>333,000</td><td>0</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>131,000</td><td>131,000</td><td>0</td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>—</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>	事業名	区分	補正前	補正後	増減	大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務	総額	537,000	537,001	1	令和 4 年度	73,000	73,000	0	令和 5 年度	333,000	333,000	0	令和 6 年度	131,000	131,000	0	令和 7 年度	—	1	1	上下水道局 長
事業名	区分	補正前	補正後	増減																										
大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務	総額	537,000	537,001	1																										
	令和 4 年度	73,000	73,000	0																										
	令和 5 年度	333,000	333,000	0																										
	令和 6 年度	131,000	131,000	0																										
	令和 7 年度	—	1	1																										